

【改正概要】

東根市総合評価一般競争入札（条件付）試行実施要綱及び総合評価落札方式運用ガイドラインについて、一部を改正します。主な改正点について下記に記載いたします。
なお、この一部改正は令和5年3月1日以降に入札公告を行う案件から適用されます。

《東根市総合評価一般競争入札（条件付）試行実施要綱》

○東根市総合評価一般競争入札（条件付）試行実施要綱について、平成24年2月7日の施行から10年を経過しており、実績も積んだことから、試行実施要綱を実施要綱に改正することとする。

○評価の方法について、評価値を算出する際にダンピング受注対策として品質等確実点を導入する。

【改正前】

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格×1,000,000

【改正後】

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点＋品質等確実点）／入札価格×1,000,000

※品質等確実点：品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価した値で、入札価格が調査基準価格未満の場合0点となる。

○別表及び様式の一部修正

《総合評価落札方式運用ガイドライン》

○企業の能力及び技術者の能力の評価基準としている、過去の施工実績及び工事成績評定の平均点の対象年次の変更

・企業の能力

同種・類似工事の施工実績	過去10年間	→	過去15年間
工事成績評定の平均点	過去2年度	→	過去5年度

・技術者の能力

同種・類似工事の施工経験	過去10年間	→	過去15年間
工事成績評定の平均点	過去2年度	→	過去5年度

○地域貢献等における評価項目の一部修正